

平成28年第4回定例会 12月6日

○議長 宮城清政君 ただいまから、平成28年第4回南風原町議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

開会（午前10時01分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって4番 大宜見洋文議員、5番 照屋仁士議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 宮城清政君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、会期は11日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配布しました会期日程表のとおりでございます。

日程第3．議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第3．議長諸般の報告を行います。平成28年第3回定例会から本日までの諸般の報告を、お手元に配布されているとおり事業名、日時、開催場所を日付順に記入してございます。そのなかから、1ページの3番目、10月8日午後3時より南部広域行政組合議会臨時会が開催され、工事請負契約の変更提案、可決されました。同じく7番目、10月13日に、サムシングフォー西崎において町村議会議員・事務局職員研修会並びに交流会が行われました。

2ページの9番目、10月17日、与那原警察署において管内1市2町の議長が参加いたしまして飲酒運転根絶に向けた協働行動に関する覚書締結が行われました。同じく12番、10月23日に第35回老人大運動会が開催されました。同じく13番、10月24日に9月定例会で決議されました兼城相互団地の擁壁決壊防止対策を求める要請決議並びに意見書及び子どもの医療費窓口無料化の実施を求める要請決議並びに意見書を県知事と県議会議長に提出してまいりました。

平成28年第4回定例会12月6日

3ページ、20番。11月5日・6日、第19回はえぼる2016ふるさと博覧会において議会ブースを開設いたしました。パネル展示やアンケートを実施いたしております。同じく23番、11月6日、黄金ホールにおいて議会報告会を開催いたしました。

4ページ、26番、第35回離島振興市町村議会議長全国大会・第60回町村議会議長全国大会に参加してまいりました。同じく28番、11月17日、県町村議会議長会主催による議会広報クリニック及び講演会に広報委員が参加いたしました。

以降は議員各位でご一読くださるようよろしくお願い申し上げます。次に、6ページからは、去る8月26日から9月7日までの間、ペルーとブラジルへの南米視察訪問報告書でございますのでお目とおしをください。

次に、南部水道企業団、東部消防組合、南部広域市町村圏事務組合、那覇市・南風原町環境施設組合、沖縄県介護保険広域連合、東部清掃施設組合、南部広域行政組合それぞれの一部組合議会の報告が提出されております。また、町監査委員から例月出納検査結果の8月、9月、10月分の報告書が提出されておりますので各自ご覧になっていただきたいと思っております。

次に、平成28年第3回定例会以降に受理しました陳情10件については、12月1日に配布しました陳情書の写しのとおり、所管の常任委員会に付託しましたのでご報告いたします。以上をもって諸般の報告といたします。

日程第4. 町長の町政一般報告

○議長 宮城清政君 日程第4. 町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申出がありましたのでこれを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、町長に代わりまして私から町政一般報告をさせていただきます。はじめに総務部総務課関係について申し上げます。地域振興資料館整備事業の宮平資料館については、10月11日に工事請負契約が締結されました。また、津嘉山資料館の基本設計は、9月12日に業務完了報告があり、引き続き12月8日に実施設計業務の入札が行われる予定であります。防災訓練を10月8日に翔南小学校で実施しました。震度6強の地震災害発生を想定した訓練で、喜屋武、照屋、山川及び神里地域の住民を中心に、関係機関を含む407名の参加がありました。関係機関として消防、警察、社協、南部水道、電水会、女性防火クラブ、沖縄コカ・コーラボトリング社などの参加があり、相互連携を図ることができました。訓練は、災害時の避難経路確認、傷病者への応急対応訓練などを行いました。訓練をとおして地域住民同士で災害について話し合うきっかけとなったと考えています。また、災害対策本部及び避難所の運営などの役割分担も再確認することができました。今後も各自治会などによる自主防災組織の設立に向けて防災訓練の実施を継続していきます。平和の日記念行事である第2回南風原町平和コンサートを、11月5日に2016

ふるさと博覧会特設会場で開催しました。ステージでは、「平和の灯」点灯、平和宣言、県内外で活躍するアーティストらによるコンサートなどを実施しました。会場は、数千人規模の来場者で埋まるなか、大きなトラブルもなく大盛況で終えることができました。今後も南風原町民平和の日をとおして平和の尊さを広めていきます。

次に、企画財政課関係について申し上げます。10月13日に東新川区で行政懇談会を開催しました。12名の参加があり、地域の活性化策など今回も幅広い意見交換を行いました。また、平成27年度から公募による委員と職員との協働で開催してきました南風原町まちづくり住民会議より10月24日に第五次南風原町総合計画素案の提出がありました。同素案を11月2日に総合計画等審議会へ諮問し、12月5日に答申を受けました。今定例会中に追加議案として上程いたしますのでご審議のほどよろしくお願いたします。

次に民生部こども課関係について申し上げます。町子ども・子育て支援計画に沿って進めている平成29年度開園予定の定員60名の新設保育園2園については、今月中に入札を行い工事に着手する予定であります。年度内完成が厳しくなりましたので、国に対して明許繰越の手続きを行っております。定員30名の増となります「なのはな保育園」の増改築については、12月2日に入札を終え、今月中に工事着手予定で年度内完成予定であります。小規模保育園については、応募のありました2園の審査を行っており、整い次第、来年4月の開園に向けて取り組んでいきます。

次に保健福祉課関係について申し上げます。10月8日に70歳以上の方々を中央公民館にお招きして「町敬老会」を開催しました。約550人の参加のもと、南風原高校郷土芸能部や保育園児の皆さんが余興で会を盛り上げ、高齢者の皆様の長寿を祝うとともに多年にわたり社会に貢献されたことへの感謝とその労をねぎらいました。また、今年の慶祝訪問では、トーチカ104人、カジマヤー25人、新百歳15人、百歳以上14名の方々の長寿を祝い、高齢者祝い金と記念品を贈呈し、これからもますますお元気で長寿であられるよう祝福してきました。

次に国保年金課関係について申し上げます。沖縄県の国民健康保険事業に対する財政支援について、内閣官房長官、厚生労働大臣、沖縄担当大臣、県関係国会議員でつくる「かけはしの会」へ11月16日から17日にかけて、沖縄県、県国保連合会、市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会による要請を行ってまいりました。危機的な沖縄の国保の財政状況を理解していただき、沖縄の特殊事情に配慮した制度設計の構築と沖縄振興特別推進交付金の活用を求めたもので、この問題に対する要請としては最大規模の行動となりました。今後も全市町村一丸となって国の財政支援を求めています。

次に、経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。南風原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業については、5月2日から継続して応募の受付を行っており、11月中旬までの受付状況につきましては、仮申請が41件、本申請が31件となっています。工事関係について、低炭素社会化事業の防犯灯LED化整備工事は、町内を4工区に分け町内防犯灯のLED化に向け工事を行っており、11月下旬には今年度予定分の約70パーセン

トの器具取り替えを完了しております。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の山川地区農業用排水施設整備は、管路工事を11月8日に完了いたしました。引き続き散水栓工事を9月26日に契約締結し継続して工事を行っています。計画関係については、那覇広域都市計画区域区分の変更に向け、11月29日に南風原町都市計画審議会が開催され、字喜屋武、本部、照屋及び字宮平における市街化区域編入について審議され、年度内変更に向け順調に進捗しております。

次に、都市整備課関係について申し上げます。道路整備事業関係について、町道10号線道路改良工事は9月28日、町道210号線道路改良工事は9月30日、町道113号線道路改良工事は11月11日にそれぞれ請負契約締結を行いました。街路事業である宮平学校線道路改良工事は、国道部の舗装工事を11月21日に請負契約締結を行いました。津嘉山中央線の物件調査委託業務2件は、9月27日に契約締結を行いました。公園整備事業について、黄金森公園陸上競技場第4コーナー側からの園路整備における木製橋工事は、9月21日に請負契約締結を行いました。ウガンヌ前公園の園路照明工事及び園路舗装・植栽工事は、9月30日と11月8日に請負契約締結を行いました。順次工事着手に向けて進めています。

次に、区画下水道課関係について申し上げます。津嘉山北土地区画整理事業については、保留地処分を一般競争入札で10月19日、20日に入札を行い10件の契約を締結しました。工事については、道路工事3件と造成工事2件のほか物件調査等委託業務5件の契約締結を行いました。公共下水道事業については、未普及解消事業の工事2件と磁気探査等委託業務3件の契約締結を行いました。浸水対策事業では雨水工事2件と磁気探査等委託業務4件の契約締結を行いました。一括交付金で整備を進めているクサティ森等整備事業については、11月8日に工事2件の契約締結を終えて工事着手に向けて進めています。

次に、産業振興課関係について申し上げます。農政関係については、南風原産へちま（はえばる美瓜）、スターフルーツの消費拡大キャンペーンを9月に横浜市の「沖縄チャンプルーカーニバル」、名古屋セントレア空港の「南国物産展」で行いました。10月には県内イベントとして収穫体験及び料理講習会を開催し、町内外の多くの方へPRすることができました。また、8月から10月に公募しました美瓜レシピコンテストにおいては、39品のレシピ応募があり、そのうちグランプリに1品、準グランプリに2品、佳作に5品が表彰されました。10月26日、中央公民館において南風原町花き拠点産地協議会が開催され、拠点産地であるストレリチアの現地検討会と優良生産農家3名の表彰が行われました。11月5日、6日の両日に、平成28年度第42回沖縄県畜産共進会及びおきなわ山羊品評会が開催されました。県畜産共進会では、乳用牛成雌第2類で神谷翔平さんが優秀賞第1席及び農林水産大臣賞を受賞しました。また、おきなわ山羊品評会では、若齢雄部門で大城敏雄さんが優秀賞第2席を受賞し、大変優秀な成績を収めています。商工関係については、8月25日に、南風原花織を伝統的工芸品として指定を受けるための申出が琉球紺事業協同組合から町にあり、沖縄総合事務局に対し経済産業大臣への申達願いを提出し、12月21日に行われる産業構造審議会の伝統的工芸品産業分科会指定小委員会に向けて作業を開始いたしました。

11月5日、6日の両日、第19回はえばる2016ふるさと博覧会、第15回福祉まつり、第26回児童館まつりを中央公民館及び文化センター駐車場を会場として開催されました。中央公民館では、緋の女王コンテストや町民ファッションショーなどが行われました。屋外特設ステージにおいても多彩なイベントが開催され、大勢の来場者にまつりを楽しんでもらうことができました。ご協力いただきました関係者の方々や各種団体等に深く感謝申し上げます。

次に、教育部教育総務課関係について申し上げます。保健体育事業では、9月10日に第15回南風原町小中学生陸上競技大会を開催しました。約660人の児童生徒が出場し、中学生6個、小学生7個、計13個の大会記録が生まれております。また、競技役員、応援団としても多くの生徒が参加し大変盛り上がった大会となりました。11月3日に第27回かすり駅伝小学生大会を開催しました。男子の部20チーム、女子の部10チーム、計30チーム180名の児童が「かすりのたすき」をつなぎ、交流と親睦を深めながら力走しました。結果は、男子南星ジュエルズAチーム、女子黄金森ジュニアクラブチームが優勝しました。体協関係では、9月3日から4日までの両日に第37回町陸上競技大会を開催しました。一般男子、一般女子、壮年、町体育大会総合優勝の部で兼城が優勝しました。10月2日に行われました第51回島尻郡陸上競技大会においては、本町が一般男子、一般女子、壮年の部で優勝し、島尻郡体育大会総合優勝も成し遂げております。また、11月26日から27日の両日、第68回沖縄県民体育大会が南部地区を主会場に開催され、町内からも多くの選手が参加し活躍しました。町育英会では、9月21日にJAつかざんチャリティーゴルフ実行委員会より20万円、11月14日に南風原町商工会から10万円の寄付がありました。

次に、学校教育課関係について申し上げます。今年度も10月24日から平成29年度町立幼稚園の入園申し込みの受付が行われ、11月30日現在、平成28年度の4歳児・5歳児合わせて487名から平成29年度は59名増の546名の申し込みがありました。10月26日から11月9日までの間のうち4日間で、小学校新一年生を対象にした就学時健康診断を4小学校区ごとに今年も「ちむぐる館」で実施いたしました。今年度は、535名の受診者でした。施設の機能も充実していることから、良好な環境の中で診察を行い、スムーズに終えることができました。小中学校の児童生徒に対する適切な就学支援を行うため、町教育支援委員会を5月から11月までに6回開催しました。児童生徒96人に係る就学先の審議及び教育的ニーズと必要な支援について諮問し、11月17日に答申を受けました。答申内容を基に、保護者と就学相談を行い、合意形成を図った上で適切な教育措置を実施していきます。

次に生涯学習文化課関係について申し上げます。9月4日から18日まで第75回南風原文化センター企画展として造船から社寺建築、木造住宅などに携わった「沖縄大工親泊次郎の仕事展」（入場者2,500名）を開催し、沖縄の伝統建築について理解を深めました。10月9日に「ふるさと教育」、「地域の絆づくり」を目的に、第2回ふるさと発見ウォークを開催し、中央公民館をスタートに4コース、26組105名が参加しました。昼食時には、南風原の民話等の読み聞かせやクラウンコトショーで盛り上がりました。8月20日から9月19

平成28年第4回定例会 12月6日

日の日程で、ハワイ州で研修した大名出身の座安貴子さんと喜屋武出身の赤嶺武弥さん2名の青年海外派遣事業の報告会が10月14日にあり、「ハワイと沖縄をつなぐ役割を果たせたら」と抱負を語ってくれました。第23回南風原町青少年国際交流事業を10月13日から22日の日程で副町長を団長に引率2名、中学生10名の合計13名でハワイ州を訪問し、体験入学やホームステイ等で国際交流を実施しました。12月14日に報告会を予定しております。第76回南風原文化センター企画展を10月20日から31日まで第6回世界のウチナーンチュ大会の期間中に世代を超えて地域を越えてと題し「世界の南風原人達」(入場者500名)を開催しました。また、10月28日に中央公民館黄金ホールで世界の南風原人歓迎会を開催し44名の海外からの参加者を含む約200名の参加があり、南風原町歌や伝統芸能を披露し歓迎しました。9月6日から11月29日までアルゼンチン在住で宮平出身3世の平良アラン・イグナシオさんと山本マリア・ラウラさんを海外移住者子弟研修生として受け入れ、世界のウチナーンチュ大会の参加、日本語、三線、沖縄料理、陶芸等の研修を行い、11月25日に三線演奏、空手演武等研修結果の報告会を行いました。

以上を申し上げ、平成28年第4回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。別紙で、9月定例会以降の公共工事等に関する行政報告書をお付けしていますので、お目とおしをお願いしたいと思います。以上で町政一般報告を終わります。

○議長 宮城清政君 以上をもって町長の町政一般報告を終わります。これから議案の上程に入ります。

日程第5. 議案第63号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第5. 議案第63号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第63号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしまして、子ども医療費助成の助成方法に現物給付方式を追加することに伴い、南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは、補足して説明します。今回の改正は、医療機関の窓口で一部負担を支払わなくて済む現物給付方式を来月1月診療分から実施するにあたりまして、現在の本条例が償還払いによる助成のみの内容となっていることから、助成方法に

現物給付による助成を追加するための改正であります。

議員各位におかれましては、新旧対照表をご覧ください。議案第63号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例。南風原町子ども医療費助成条例（平成6年南風原町条例第13号）の一部を次のように改正する。第4条第1項中「助成対象者が一部負担金を支払った場合において、当該支払額」を「一部負担金の額に相当する金額」に改める。第13条を第15条とし、第8条から第12条までを2条ずつ繰り下げる。第7条の見出し中「助成の方法及び」を削り、「助成金の」の次に「請求又は」を加え、同条第1項を削り、同条第2項中「助成金の」の次に「請求又は」を加え、同項を同条とし、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。（現物給付による助成）第7条 町長は、助成対象となる子どもが保険診療を受けたときは、当該保険診療に係る保険医療機関等からの請求に基づき、当該保険医療機関等に対して一部負担金の額を支払うことにより助成するものとする。ただし、保険医療機関等が助成対象者から一部負担金の支払いを受けている場合は、この限りでない。（償還払いによる助成）第8条 前条の規定にかかわらず、助成対象者が一部負担金を保険医療機関等に支払った場合には、町長は、規則で定めるところにより、当該助成対象者からの申請に基づき、一部負担金等を助成するものとする。附則 この条例は、平成29年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。以上、改正内容となっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 この条例の7条の中で保健医療機関等が助成対象者から一部負担金の支払いを受けている場合と書いてあるのですが、要するに患者さんが一部負担金を支払っているという文書だと思っているのですが、次の8条もそうなのですよ。助成対象者が一部負担金を保健医療機関に支払った場合となっているのだけれども、現物給付になるとそういうことがあり得るのですか。あり得ないのではないかと思います。現物給付だと支払わなくていいということだから、支払った場合というのはどういふときなのか。その点をお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。医療機関によってはこの現物給付方式を採用いただけないと言いますか採用できない期間もあることから、併用ですね。現物給付もできますし、これまでどおりの償還払い方式もできるというかたちで、今回の条例改正は償還払方式も残しつつ現物給付方式を導入していく改正になっております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 分かりました。医療機関によって違うと、全部がそうではないということですね。

それともう1つは、県とのかかわりなのですが、これまでの情報なり県議会での一般質問などを見ると2018年度から現物給付をやりたいということなのです。ところが南風原町は2017年1月からやるということで、ということは県の償還払いと関係なくやっていきますよということなのですか。最後のほうで3月31日までの間に規則に定める日からということですから、おっしゃっている1月からできないかも知れませんが次年度からはできるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。県の要綱改正がなければわれわれはスタートできないとこれまで答弁してまいりました。そういうなかで1月診療分からぜひしていきたいということで、11月29日に町長が県知事を訪問しまして、こどもの医療費窓口無料化現物給付の実施に向けて、沖縄県子ども医療費助成事業補助金交付要綱の改正等を求める要請書をもって要請してまいりました。その席で副知事の対応でしたが、直接、県も3月に要綱を改正し、さかのぼって1月分から適用させるという回答がございました。その回答を受けまして、われわれは1月からスタートできるということで、今議会でのこの条例改正上程となっております。

○議長 宮城清政君 他に。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 質問事項を前もって皆さんに出してありましたので順序良く質問します。まず1点目です。基本的なことを伺います。改正する必要性は何か。また、1月から現物給付すると公表したがその条項はどこにあるのか。

2点目です。第7条で一部負担金の額を支払うことにより助成するものとするところ。これはこれまでの自動償還払いと変わらない。また、見出しに現物給付による助成とあります。その現物給付という事項はどこなのか。

3点目です。附則で平成29年3月31日までに規則で定める日とある。条例の施行適用が先延ばしをされているが、皆さん1月から実施すると言うのですからおかしいではないですか。条例はないのに支給できるのですか。それを教えてください。以上です。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず1点目でございます。この条例を改正する必要性でございますが、本条例は現時点で償還払方式のみの内容となっております。ですから、この現物給付を導入するにあたってはその現物給付方式をこの条例に盛り込んで改正が必要があることからでございます。そしてその現物給付の条項はどこにあるかでございますが、第7条でうたっております。

それから2点目のご質問で、第7条で一部負担金の額を支払うことにより助成するとある部分に対してこれまでの方法と変わらないのではないかとのご質問です。この一部負担金の額を支払うことによりという部分は、一部負担金の額を町が保険医療機関に支払うことということでございます。それにより助成するという、これが現物給付ということでございます。そして、見出しで現物給付による助成とある、この現物給付と読み取れる部分はどこかでございますが、これはこの第7条条文の3行目、ただし書きまででございます。この部分が現物給付による助成ということになります。

それから、附則の平成29年3月31日までに規則に委任することに対する条例施行を先延ばしにする理由はどのことでございますが、先ほど登弁いたしましたように県の要綱改正は3月中にやると、そしてさかのぼって1月から支給しますとのことございました。本町におきましては、この条例改正にあたり県の要綱改正が3月にあることから、条例としては3月までに定めて規則委任してございます。本議会におきましてこの条例が可決した後、すみやかに規則でもってこの条例の施行日を平成29年1月1日として定めたいということで、今後進めてまいります。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 第7条の話をされましたよね。第8条では申請に基づきとある。第7条と違うのではないか。第8条で第7条を打ち消しているのではないか。

それからもう1つ。1月から実施をするということですから、了解をもらった医療機関はどこなのか。全医療機関が現物給付として受け入れてくれるのか。それはどうなのか。町民は皆、非常に期待をしています。現物給付になって病院で支払いをしなくて済む。特に困窮所帯の皆さんにとっては非常に大事なことです。期待が大きい。これがそうでないとなると、そのショック、跳ね返りは大きい。しっかりと実施ができるようであれば、町民に叱られます。そこは皆さん、十分承知していると思うのであえてどうこう言いませんが、期待しているからそれがもし医療機関で支払いしなさいとなると、町民は怒るでしょう。どこの医療機関が了解していますか。県からは1月からの実施の了解をもらっているようだけれども、医療機関にはどういうふうに通達されていますか教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、第7条につきましては、現物給付による助成をうたっております。第8条は償還払いによる助成です。先ほど答弁いたしましたように、併用でございます。場合によってはこれまでどおりの償還払いも残っていきますので、それのできるような条例となっております。

それから、現物給付を導入していただく医療機関ということですが、1月からスタートするに全医療機関が一斉にスタートということではございません。沖縄県医師会、それから歯科医師会、今週は薬剤師会ということで、説明会を設けて説明してまいりました。医療機関のシステムの改修等もございますので、準備できた所から順次この現物給付に対応していくというような流れとなっていきますので、少なくとも医師会に加入されている医院はほとんど、順次システム改修を整えて現物給付の導入をしていただけるものだと思います。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 現物給付を町民は非常に期待しています。町民がどこの病院へ行けばいいのか。どこの病院だと現物給付できるのか。今あなたが言ったようにシステムの改修どころ、これも果たしてどこがシステム改修をして受け入れてくれるのかそれが分からなければ町民は行きようがないじゃないですか。町民からすると、どこの病院へ行っても現物給付されるとしか認識しないでしょう。けれども、行ったら一部負担を求められたとなると、先に言ったように住民にきちんと説明しないために住民から不平不満が出る。それはやはりきちんと町民に知らせなければ、行政不満になるのではないかと私は思います。確かに3月に県が改正しても、国に就学前の児童生徒に対してのペナルティの緩和策というのが新聞に出ていました。南風原町は中学卒業までです。これだったら国がどういうふうな緩和策を取っていくか分からないが、それと同時に、人口の多い市町村は国の基準を超えているとしたら当然ペナルティが課せられることになるので市などはおそらく実施しないでしょう。南風原も皆さんが説明しているように償還払いと現物給付の2つはいつも残るでしょう。けれども、言いたいのは、どの医療機関に行けば町民は現物給付ができるのかそれが知りたい。1月から実施ということですから、どういうふうに町民に知らせますか。全く知らせないで現物給付をするのか。それでは町民が迷惑するのではないですか。現物給付をされると思って病院に行ったのに金を取られた。それではやはり町民は納得しないでしょう。どこの病院へ行けば現物給付になるのかしつかりやるべきじゃないですか。これはどういうふうに町民に知らせますか。お答えください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。本町がこの現物給付を導入するということ

に対しましては、町民はもちろんのこと町外からもたくさん期待の声が寄せられております。われわれも当然、その期待に応えるべくしっかり1月分からできるように取組を今進めているところでございます。まずは医師会の説明においても、病院からは皆さん協力するという意見をいただいております。そういった中でもやはり、先ほど申し上げましたようにそれぞれ病院によってのシステム改修の日程等もございますので、順次そういうものが整った所から導入できていくものだと思います。特に町内の病院、歯科医院におきましては、われわれは訪問してできるだけ1月診療分からできますようお願いをする予定もしておりますし、逆にまた町内の医療機関からはぜひ1月からできるように取り組んでくれとの声もございます。ですから、町民の方から近い医療機関に対してはわれわれ直接そのようにやっていますが、町外等の医院に関しましては医師会、国保連合会をとおしての依頼、早めのシステム改修をお願いしていくということです。それからこの現物給付ができる医療機関に関しましては、広報等でお知らせしていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前10時49分)

再開 (午前10時53分)

○議長 宮城清政君 再開します。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 休憩中のやり取りも含めてですけれども、可決後すみやかにと言うと、16日が最終日ですからそのあとと、しかも1月1日までの間ということになると、県は依然として要綱改正していないわけです。議会中も議会が終わったあとも一緒ですよ。それなのに今はできないで、なぜ議会が終わったらできるのか。条例でうたえない理由があるのか。議会が終われば要綱でそれをうたえる。要綱までは県に見せていないからともいうような感じになってしまうのですが、そこは今言うように1月1日とすることがなぜできないのか。そういう決意であれば、そういう事務を整えているというのであれば、なぜできないのか改めて伺います。

それから、清文議員が聞かれたどの病院でできるのかできないのかについては、町内を中心に医師会傘下の医療機関というような感じで今言っていましたけれども、要するにできない所もあるわけですね。すぐにはできない所もあるし、もしかしたらずっとできない所もあるかも知れない。ここがむしろ知りたいですね。それはどういうふうに分かるのか。町民はどうやったらそれが分かるのか。この病院には一部負担金が要るのだということが分からなければいけないわけですね。町民の立場からどうしたらそれが分かるのかということです。いずれにせよこの制度は、町民にとっては大変素晴らしい制度ですので一日も早くというのが町民の期待ですので、そういう立場から今の質問にお答えください。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前10時56分)

再開 (午前10時56分)

○議長 宮城清政君 再開します。町長。

○町長 城間俊安君 現物給付の問題等においては、本当に町民、県民皆が関心を持っていらっしゃることに感謝申し上げたいと思います。医療費の抑制につながるものだと私は思っております。そのなかにおいて、県が3月に要綱改正、町は1月1日ではありますが、条例上は県との整合性を保つ意味でやった経緯があります。議員の皆さん方がそういうことであれば、私も1月1日から条例を改正することも必要だと思います。ただ、私たちが規則で1月1日とうたったのは、県は3月末でありますのでその整合性を保つ意味でございます。まだうたってはいませんが、議会可決後に町民には公表しようと、または文書を流そうということをしております。ただ、県と整合性を保つ意味でのかたちであり、そうではなく私たちは町の要綱として進めてもいいのかなと痛感しております。日付の問題については、やはり議員の皆さん方が自ら提案のかたちで1月1日に条例をうたったほうがいいのか、今その場でやるのか、(「委員会で」の声あり) 委員会で1月1日がいいのか3月末でいいのか大いに論議してもらえればありがたい。それを私たちは尊重していきたいと思っております。

それから、現物給付対応にシステム改修がされていない病院があるかと思っております。県の医師会、南部医師会、また歯科医師会、薬剤師会、国保連合会にも説明をさせてもらっておりますので、医師会に入っている、歯科医師会に入っている、薬剤師会に入っている、病院はどこに行っても現物給付できるものだと私は思っております。ただ、この会員に入っていない病院について私たちはまだ熟知していませんので、これに対して現物給付は通らない病院もあるかと思っております。こういう状況が分かれば、前もって説明させてもらいたい。沖縄県の医師会、南部の医師会、歯科医師会も皆、賛同してぜひがんばってもらいたいとありますし、町内、近隣の大きな総合病院においてはぜひお願いしたいとむしろ激励を受けておりますので、私たちの見落としのごく一部分、現物給付できない病院があるのかなということで、これについて情報提供、議員からも情報提供があれば私たちは協力願に行きたいと思っております。万全を期して町民には広報していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 附則の施行日については、提案をしてあるけれども議会で審議して欲しいと、それは当然議会で審議しますけれどもそういうことでした。条例と県の要綱と

の整合性ということを気にかけてこういうたい方をしたという説明でしたけれども、では規則だったら整合させなくていいのかということになるわけですから、規則は議会終了後に年内に変えると言っているわけですからね。そうすると、町の規則と県の要綱とが今度は整合しないということになるわけで、どちらにしてもそういうことになるわけですから、そこは1月1日から町民の皆さんが現物給付を受けられることに支障がないようしっかりと審議もして、執行部にはそれを行っていただきたいと思います。終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 確認の意味で質問させていただきたいと思います。まずつい最近まで県は南風原町の現物給付について大変厳しい状況だったと思うのですが、ここ1か月弱で急転直下変わったというこの環境、これを私たちは信じていいのかと疑問があるのです。今日の新聞にも年内に拡張し1月から現物給付を行うと、そうですがもしこれができない場合は1,000万円の持ち出しがあるとありました。ですから、それを発言するということは、できないかも知れないということが少しあるのか。もしそれができないのであれば、この国からの助成も減額される、ペナルティになるわけです。これを僕らはどう担保取ればいいのか。はっきり県は3月に可決すると言っているのか。町があまりにも思いが強過ぎて、勇み足的になっているのではないかとこの心配があるのですが、いかがでしょうか。

それから部長、この各病院にシステム変更が伴うわけですがけれども、これについての費用はそれぞれの病院がやるのか。町からの負担も出ていくのか。今やろうとしているのは、全国に波及していくわけです。町民はどの病院でも診察を受けることができるし治療もできるわけですね。そのへん、どこまで範囲を見ているのか。今一度、確認を取ってみたいと思います。お願いします。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 11月29日に県の安慶田副知事、県の部長、担当、そして南風原町長と民生部長、課長、担当も同席した中で、県知事宛ての現物給付要請を出しましたら、この内容を読み上げて、南風原町長がおっしゃることはずっと以前から県知事も理解していますと、また安慶田副知事も南風原町が1月1日と以前からうたっていることは理解していると、ただし県は3月末にしか条例改正しないからそこは理解してくれと、南風原が1月からやることに対しては遡及して対応します、不利益を被るようなことは一切ありませんと明言されています。そこで福祉部長からは、議員の皆さん方が要請にいらした時にもその気持ちを伝えているつもりですがと、県議会でも思いを言っており、安慶田副知事の言葉のニュアンスは理解していないかも知れないけれども、思いは一つですとありました。また、コンビニ受診が増えるのではないかとあつたときには、私は逆だと、県は早期発

見・早期治療をうたっているのにコンビニ受診で診察する人が多くなるとおっしゃるものだから私は逆だと、健康でありながら病院へ行く人は誰もいない、痛い思いをしているから病院へ行くのだと、早い時期に、軽度な時に診てもらうのが一番大事ではないか。私は南風原の一事例として、65歳以上インフルエンザ予防接種を無料化していることにおいて、周りの市町村の中で人口比からすると14パーセントから15パーセント感染が少ないことを考えても重病化する前に予防しているから軽度で病院にまで行かず済んでいる。逆に医療費抑制になると申し上げました。そこで安慶田副町長から、町長がおっしゃっていることは分かっていますので、来年の1月1日からのスタートに支障を来さないようにやりますと再度理解も得ていますので、私たちは公の前で再三再四言葉を発しているのにあらぬ方向に行くことはあり得ないと思っていますし、部長も議員の皆さん方に対してそのように言ったつもりだが理解の仕方、考え方が違ったのかなと言っておられました。安慶田副知事がおっしゃったことを議員にも申し上げたかったけれども、言葉が足りなかったのかと私は理解しております。この補足は部長からさせます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは、システム改修の費用の件でございますが、システム改修費はそれぞれの医療機関持ちでございます。これは国保連合会をとおして説明していますし、医療機関もそれは了承しています。

それから、われわれも県内医療機関にぜひやっていただきたいというのは当然でございます。しかしながら、医療機関それぞれの事情もございますので、徐々にできる所からというふうになっていくと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第63号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。休憩します。

休憩 (午前11時11分)

再開 (午前11時21分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第6. 議案第64号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第6. 議案第64号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置

条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第64号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出します。提案理由としまして、沖縄県福祉保健所の組織再編に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは、説明いたします。本条例の改正につきましては、沖縄県で福祉保健及び環境行政の効果的・効率的な業務執行体制を構築するためということで、平成28年4月に福祉保健所を福祉事務所と保健所に再編しております。その沖縄県の組織の再編に伴い、本町の条例を改正するものでございます。新旧対照表をご覧ください。

議案第64号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例（平成20年南風原町条例第29号）の一部を次のように改正する。第3条第2号中「南部福祉保健所」を「沖縄県南部保健所」に改める。附則 この条例は、公布の日から施行する。以上が改正内容となっております。この健康調査委員会における組織する委員の所属に対しまして、県の組織再編があったことにより改正となっております。なお、本条例に関しましては、先の第3回定例会におきましても条ずれがございまして改正したところがございます。本来でしたらその時点で一緒に改正すべきでしたが、見逃してしまったことによる今回の上程となっております。今後、しっかりチェック体制を整えて、漏れのないように取り組んでまいります。申し訳ございませんでした。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第64号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第64号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第64号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第64号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第7. 議案第65号 南風原町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

○議長 宮城清政君 日程第7. 議案第65号 南風原町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第65号 南風原町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例 南風原町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ防止等専門委員会並びにいじめ問題調査委員会を設置するにあたり、必要な事項を定める必要があるため提案いたします。詳しいことについては、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、概要を説明させていただきます。議案第65号概要説明資料をご覧ください。議案第65号 南風原町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例概要
①第1章 総則 いじめ防止対策推進法の規定に基づき、南風原町が設置する南風原町いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定める。②第2章 いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、南風原町いじめ問題対策連絡協議会を設置する。連絡協議会は、委員20名以内で南風原町立学校、教育委員会事務局、中央児童相談所、那覇地方法務局、沖縄県警察に所属する職員、その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。委員の任期は2年で庶務は教育委員会学校教育課が処理する。③第3章 いじめの防止等のための対策を行う必要があるとき、また重大事態に対処し、再発防止のため当該重大事態の調査を行うために南風原町いじめ防止等専門委員会を設置する。専門委員会は、委員10名以内で学校の教育関係者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。委員の任期は2年で庶務は教育委員会学校教育課が処理する。重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」という。④第4章 南風原町いじめ防止等専門委員会から重大

事態の報告を受けた町長は、同調査結果について必要に応じて調査審議するために南風原町いじめ問題調査委員会を設置する。調査委員会は、委員6名以内で、見識を有するもの、関係行政機関の職員、その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱する。委員の任期は当該諮問に係る再調査が終了するまでの期間で庶務は総務部総務課が処理する。ことと規定しております。以上が、議案第65号 南風原町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 いじめ問題対策連絡協議会は、ニュース等でも話題になっている問題ですし、これまでも防げたはずの事件が防げていないというところで、親、社会の注目も高いかと思いますが、この冒頭にあるいじめ防止対策推進法がどのような背景でいつできたのか。その法律の趣旨を併せて教えていただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 以前、滋賀県でいじめによる自殺がありました。その事件をきっかけとして制定された法律であり、いじめはどこにでも、誰にでもあり得るということで未然に防止をしようという趣旨から制定された法律となっております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 世の中の関心も高いところで、滋賀県の事件をきっかけにということですが、そもそも法律に基づいて設置する委員会ですので、その元となる法律の資料等ものちにいただきたいのですがよろしいでしょうか。

○議長 宮城清政君 のちほど資料をお願いいたします。他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第65号 南風原町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第8. 議案第66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

平成28年第4回定例会 12月6日

○議長 宮城清政君 日程第8. 議案第66号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第66号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ防止等専門委員会並びにいじめ問題調査委員会を設置するにあたり委員の報酬等を定める必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、議案第66号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。皆様には、新旧対照表をご覧ください。この条例については、議案第65号 南風原町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例で提案しました、いじめ問題対策連絡協議会委員報酬月額4,900円、いじめ防止等専門委員会委員（医師・弁護士・大学教授）報酬月額1万1,000円、その他の委員月額4,900円。いじめ問題調査委員会委員（医師・弁護士・大学教授）報酬月額1万1,000円、その他の委員月額4,900円を追加するための条例改正となります。以上が、第66号の概要となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第66号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第9. 議案第67号 和解及び損害賠償額の決定について

○議長 宮城清政君 第9. 議案第67号 和解及び損害賠償額の決定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第67号 和解及び損害賠償額の決定について 和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり議会の議決を求めます。1. 事件名 平成28年（ノ）第71号補修工事費用請求調停

事件。2. 当事者 記載のとおりであります。3. 事件の概要 本件は、平成24年度に南風原町が発注した「南星中学校体育館屋根改修工事」において工事完了後もたびたび雨漏りが発生し、その都度、防水保証に基づき当該改修工事の下請会社である損害賠償請求者が補修を行ってきたが雨漏りが止まらなかったため、平成28年5月12日に全面補修工事を完了し、その補修工事に対する費用の請求を求める調停であります。4. 和解の内容 別紙のとおりであります。5. 損害賠償額600万円。提案理由 上記事件について、和解し損害賠償の額を決定する必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、和解内容の別紙概要を説明いたします。2ページをお開きください。和解の内容として、那覇簡易裁判所調停委員会より提示された調停案提示書により下記の内容で和解したい。記1. 相手方は、申立人に対し、本件の和解金として600万円を払う。2. 申立人は、相手方に対するその余の請求を放棄する。3. 申立人と相手方は、本件に関し、その間に、本調停条項に定めるほか何らの債権債務が存しないことを確認する。ただし、瑕疵担保責任を除く。

次のページには、調停案提示書が付いていますが、全員協議会ではこれを提示するとしていましたが、質問がありましたので双方の弁護士と確認して、「ただし、瑕疵担保責任を除く」を追加してございます。

続きまして、概要説明を説明いたします。議案第67号概要説明資料をお開きください。経過説明として①平成24年12月27日 南星中学校体育館屋根改修工事を請負者と契約を締結しました。②平成25年3月26日 南星中学校体育館屋根改修工事防水超硬化ウレタン吹付3ミリ、遮熱塗料2回塗りが完成しました。③平成26年8月より雨漏り発生。教育委員会、設計監理者、請負者の3者にて雨漏りについて協議し、工事の瑕疵のための補修として請負者に部分補修工事を依頼し、防水工事を下請者が部分補修工事をコーキング工事として行っております。④その後も降雨時にたびたび雨漏りが発生し、下請者が平成27年11月頃まで約10回程度、部分補修工事を行う。2回目以降の漏水について、教育委員会は設計監理者、請負者を介せず直接下請者に補修工事を依頼した。また、下請者も教育委員会からの連絡を待たずに自主的に同体育館の雨漏り状況を確認し、その後、部分補修工事、コーキング工事を行っています。⑤平成27年11月25日に教育委員会、設計監理者、請負者、下請者の4者で雨漏り補修について協議をした。そのなかで、下請者は平成28年5月頃までに屋根全部にコーキングを自己の費用でしたい旨の発言をしたので、教育委員会から下請者に対し費用負担について確認をしたところ、下請者から自己の責任で施工するとの回答があった。⑥平成28年4月11日に下請者から教育委員会へ補修工事としてコーキング工事を行うとの連絡があり、教育委員会も下請者の費用により補修工事としてコーキング工

事をするものだと判断し作業の開始を認めた。⑦28年5月12日に下請者が法律事務所の弁護士を伴い来庁し、南風原町長宛での要請の提出があった。要請内容は、南星中学校体育館屋根の雨漏りの原因及び補修工事を下請者へ命じた説明と4月より実施した補修工事、コーキング工事の費用として1,137万178円の請求であった。平成27年11月25日の会議では、下請者は自己の責任で全面補修工事を行うとしていたが、下請者が弁護士に相談したところ、工事目的別に不具合が生じた場合には、発注者は瑕疵を特定し施工者に対して瑕疵担保請求をする。また、発注者が瑕疵を特定できない場合は発注者が補修費用を負担する旨の説明を受けたことから町への要請を行うに至った。これまで教育委員会は、工事の瑕疵を特定できなかったが、防水工事を行ったにもかかわらず雨漏りが発生したため瑕疵として下請者へ補修工事を求めている。教育委員会、下請者、両者の補修工事に対する認識の総意は、瑕疵担保責任の解釈の違いによるものである。⑧平成28年5月13日に下請者が実施した南星中学校体育館屋根の雨漏り補修工事の現場確認。⑨平成28年7月19日、那覇簡易裁判所より調停期日呼出し状が届く。

2. 提案概要 平成28年9月1日第1回調停。10月19日第2回調停。11月16日第3回調停を行った。調停において、瑕疵担保請求は発注者は瑕疵を特定し施工者に対して瑕疵担保請求、補修工事等を請求する。また、発注者が瑕疵を特定できない場合は、発注者が補修費用を負担すること。更に下請者が実施した全面補修工事は、設計書にないコーキング工事による工事であることから、瑕疵担保請求とは認められず、裁判官より南風原町が下請者へ600万円を支払う和解案が提示された。この内容で和解したく提案します。また、同伴につきましては、われわれが元請者でなく下請者に直接対応をしたことと、瑕疵担保責任に対する認識の甘さでこういった事件になったことを深くお詫び申し上げます。今後は、こういったことがないよう職員全員で適切な事務執行の確認、また瑕疵担保の認識を高めて二度とないよう再発防止をしてまいりたいと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 問題は、最後におっしゃったように、元々請負った会社と対応すべきであって、直接工事をした者と南風原町は何の契約関係もないわけです。結局工事を命じたわけですね。回答があったので作業の開始を認めただとかいうことで認めているわけですね。こんなことはあり得ないわけです。元請けと下請の関係であって、元請けがどこに下請させようがそこまで町は関与しないわけですね。それがなぜ、南風原町は第三者に仕事をさせたのか。しかも、その時に契約書があったのかなかったのか。この点を確認します。

それから、概要説明④で教育委員会からの連絡を待たず自主的に体育館の雨漏り状況を

確認し、部分補修工事を行っていたと書いていますけれども、教育委員会が把握しないあいだに第三者が南風原町の体育館に登って物事を行うと、こういうことが許されるのですか。人の家に勝手に登って、勝手に屋根の工事をしました、お金くださいと、こんなことが世の中で通用するのですか。この点を確認して、教育委員会といっても大きな組織ですので具体的にどこに責任があったのかそこを明確にしなければいけないと思うのです。その点があるのであって、全くこれまで直接関係のない会社から1,000万円余の請求があったので調停して半分に値切ったというこれで了解して欲しいというような今度の議案です。そもそもどうしてこういう関係が作られたのかが問題であって金額の問題ではないと思うのです。その経過を説明して、いったい誰がそれをやったのか、どこに責任があるのか明確にしなければ審議もしようがないと思うのです。教育委員会の中での責任もぜひ調べるべきだということで、それについての答弁を求めます。⑤の協議で、そこに下請者がいてもおかしくはないかも知れませんが、あくまでも契約は請負者と町との関係でしかないわけですから、この点は教育委員会の中でそういったことが行われたのであればそこが責任を持つべきであって、町民が負う責任はないのだと私は思いますがその点どうかお伺いいたします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 まず、なぜ下請者に直接やったかではありますが、先ほど説明したとおり③26年8月より雨漏りが発生しました。そこでは町教育委員会と設計監理、請負者と協議をしましたが、2回目以降の雨漏りについて本来ならこの3者で協議すべきところ実際の下請者にやったほうが早いということと、瑕疵担保の保障の中に請負者と下請者連名であったことから下請者に直接やったこととなります。しかし、そうであったにせよやはり適切な事務ではなかったと反省してお詫びしたいと思います。

また、④の下請者が連絡を待たずにというのは、屋根に上ったわけではなくて、降雨時に雨漏りが発生していないかどうか体育館の中に入って現場を確認しております。そこで雨漏りがあったことを確認して教育委員会に報告し、いつ現場に入り補修をするかというようにしていました。しかしこれも直接下請者とやるべきではなくて、請負者と瑕疵かどうか現場を確認するという手順を踏んでやるべきでしたがそれもせず、下請者のご厚意に甘え過ぎていた点があります。

また、なぜ今回のことが発生したかですが、下請者から11月25日に下請者の費用でもって全面補修工事をするということがあったものですから、われわれも多額の費用がかかるということは想定しておりましたがそれを認めて現場に入れました。しかし、法律上は、これは瑕疵ではなくて別工事となることから費用を請求することができるということでの600万の和解案提案となっています。以上です。（「答弁漏れ」の声あり）

現場に入る時までは、そういった問題はなく、われわれも下請者の費用でもって補修す

るものと考えていたものですから、現場に入ることを認めたということです。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時53分）

再開（午前11時53分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○教育部長 宮平 暢君 現場を認めたのは、補修の担当職員であり、その際には契約書はありません。あくまでもこの時点では、われわれは以前行った防水工事の瑕疵補修と考えていたものですから、契約は結んでおりません。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 最初でやった工事で止まらなかったということから、この設計監理に問題はなかったのかどうか。そこには何の言及もなかったと思うのですけれども、町が頼んだ仕事はやりましたと、やったけれども止まらなかったということであれば、町の仕事のさせ方に問題はなかったのかについても問われると思うのです。そのことは説明がなかったと思うのですけれども、その点どうなのか。確か部分補修工事ではなくて全体をやらなければ止まらないのだという件もあったと、結局その第三者はそれをやっているわけですよね。それからするとやはり最初のこことここを直して欲しいという部分、部分を示しての、工法もいろいろ示したのしょうけれども、それをやれば止まったはずものが止まらない。これは仕事のさせ方に問題があったのではないですか。そして、先ほど言ったように、町の担当者がそうであったと言うならば、その監督が当然いるはずで、上司、責任者がいるはずで、その責任はどうなっているのか。このへんもはっきりさせなければ、これを町民に負担してくださいというような提案はできないはずだと私は思っています。先ほど、下請者と直接やったことがまずかったということと、瑕疵担保の認識が甘かったというようなことを言っていますけれども、それを町民の負担として事を納めますということでは甘いのではないかと思うのですよ。その監督責任が出てくるのではないですか。職員がもし過ちを犯したのであれば、監督責任が当然出てくる。それはどうなっているのか。そこを報告しないままで町民に負担してもらおうということは、私は難しいと思っていますがその点どうですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、前半の部分は私でお答えします。まず、先ほど言いましたように、当初の雨漏りが発生した時点で原因を究明せずにはすべて雨漏りが発生した

から補償、瑕疵担保とやった事務の手続きについては適切ではなかったと理解しています。これについては、今後の事業の進め方、進捗について慎重を期して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 ただいまのご質問にお答えいたします。責任の所在ということでございますので、これにつきましては最終的に教育委員会事務局を指揮監督しておりますのは教育長でございますので、最終的には教育長の責任に帰すると認識いたしております。ただその前に、そういったことが二度と起こらないようにするためにも、議員おっしゃるように担当職員、担当課長、上司ですね、教育委員会の場合には技術職がおりませんので技術支援ということで町長部局から支援を受けておまして、そのあたりとの関連等もいろいろと然るべき委員会と言いますかそこで審議をして責任がどこにあるか、どの程度、誰々にどういった責任があるかという部分まで確認をしていく必要があるかと思っております。しかし、教育委員会には懲罰委員会のようなテーブルがございませんので、定例教育委員会で諮りまして町長部局に委任すると、そしてそこからの審議結果を待って処分が出されるというような流れかとは考えております。いずれにしましても、600万円というこれだけの額が発生したわけでありますので、その点について当該担当職員等、私を含めまして責任の所在に対して損害賠償請求をするかどうかそういった別のことが出てくると一応考えております。いずれにしましても、まず相手方から訴訟のかたちで起こされておまして、それに対して裁判所が調停案を出したということでございますので、まずはこの調停案を承認するかどうか、もしそれができないということであればそれだけの損害賠償請求があるわけですから逆に町として受けて立つかどうかそのあたりの判断までくるかという面、いろいろと考えております。先ほど部長からございましたように、町といたしましてはまずこの調停案、和解について承認をしていただいて、その責任の所在、それから損害賠償等々についてはまたこれから審議と言いますか議会の判断も仰ぎたいという基本的な考えもございます。以上です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 この概要説明については、経過を並べているだけであって何が原因だったか、そもそも雨漏りの原因が何だったのかについても明らかではないし、それからこういった事態に立ち至った。いきなり補修工事の費用として、契約もしていない、契約書もないのに1,000万円あまりの請求が来た。このこと自体、なぜそうなるのかについて書かれていない、どこに問題があったのかも書いていないので、今の段階、これは金額が妥当かどうかという話ではないわけです。なんでこんなところから請求されるのだという話

なのです。まずは、私の立場から言えばこんな和解は認められない。結局、元請者は何だったのですか。どうなったのですか。これが全然、この中でも触れられていない。今の状況で、この元請者は一体どういう立場にあるのですか。この点についてお答えください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、お答えします。この和解の件につきましては、元請者との関係ではなくなっています。下請者が施工した1,137万円余の工事に対する調停となっておりまして、この元請者とのことではなく下請者とのことになっています。ただ、先ほどから説明しておりますが、本来なら元請者とわれわれがこの瑕疵補修について直接やるべきでしたが、それをせずに下請者とすべてやったことが大きな原因となっております。このへんについて、再三申し上げておりますが大変申し訳ありませんでした。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 まず、町長にお願いしておきます。今、部長、教育長が事務的ミスであるとか判断ミスであるとかそういったことでお詫びをしていますが、この結果は職員がきちんと自分の仕事を把握していなかった、判断できなかったということがあるかと思っています。これまで不発弾の処理であるとか、宮平学校線、そして今年この学校の件、町民の税金を安易に使い過ぎている。職員の危機管理と言うのかそういったものが非常に大事されなければいけないことだと思うので、仕事に対してすべて責任があるので、職員に対してきちんと自分の責任を果たすよう仕事をやらせよう。それは町長からしっかり指導してもらおう。そういうことをまずお願いしておきます。

それからもう1つは、前もって質問事項を出しているののでいくつか質問します。まず、瑕疵担保の期間中であるが町で負担したケースがあったのかどうか、それを教えてください。

それからもう1つは、ある町民から、元請業者に身近な人がいるという声が聞こえます。それに対してどうなのか。

それから、やはりそれだけ町民に迷惑をかけたのだから、説明責任があります。町民の税金で和解解決しようとしているのですから、町民に対してしっかりと説明責任を果たす。それは特に町長に責任があるので町長からお答えいただきますが、今言ったものが教育委員会であったのかどうか。私が記憶するものでは図書館の雨漏りがありました。あれは全部、元請で責任を遂行しています。瑕疵担保の期間中でこういうことが起こったら、やはり元請にすべて責任を持ってもらおうと記憶しています。下請まで責任を負わせることはなかったし、町民に負担をかけることはなかったと私は記憶していますから、今言ったことを答弁いただけますか。以上です。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 瑕疵担保の期間中に町で負担したケースがあるかとなりますが、すべてを調べたわけではありませんが私の記憶では瑕疵担保であると認めた場合はすべて瑕疵担保請求に基づく施工者の費用負担でやってもらっているということになります。

また、この件について身近な人がいるかとの質問に対しては、先ほど教育長からもあったように教育委員会には技術職員がいないことから、技術支援を町長部局より行ってもらっています。この技術支援をしていただいた職員が身近な関係者となります。

また、説明責任についてなのですが、この議案に対しては今議会をとおして議員皆様に十分なる説明をしていきたいと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 町長は答弁しないようですから、たぶんこの結果をすべて受け入れているものだと思います。今申し上げましたように、しっかり行政の舵取りをしていただかないとこの問題であったようなケースがまた出てくる。それは決して褒められたものではない。町民にこれだけ迷惑をかけるのですから、町長はそれに対してしっかり責任をもって、お詫びをするところはお詫びをする、お願いするところをお願いをする。その姿勢が非常に大事だと思いますが、町長にはその気持ちがないようですから質問は終わります。あとは委員会に付託されるようですから委員会で質問させてください。終わります。

○議長 宮城清政君 他に。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 全員協議会でもいろいろ説明を受けましたので、ただ、それと違うところがちょっとだけありましたのでその点を伺いたいと思います。和解の内容が先ほど説明ありましたが、瑕疵担保責任を除くということでこれは全協で要求したことではあるのですが、ただ、あの時は12月21日に相手方と話し合うとあったので議会に間に合う云々あった。相手方はそのことは知っている、調整したということなのでしょうね。ところで、この内容で支払うようにということは裁判所より南風原町が下請会社に600万円を支払う和解案が示された云々ですから、このただし書きの内容を裁判所は知っているのですか。そのへんを入れて裁判所が了承したことなのでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

平成28年第4回定例会 12月6日

○教育部長 宮平 暢君 それではお答えします。この件につきましては、全員協議会終了後、ただちに顧問弁護士と相談しました。裁判所が出したのはそれなのですが、それ以外に修正事項がありましたら両方で協議して加えることができると、確認することができるということが分かりましたので、弁護士をとおして相手方に確認をしてこの条項を入れて和解しようということでの提案となっています。また、正式には議会の議決を経て、そのあと21日に第4回調停において裁判官の前で、この内容で和解となる手順となります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第67号 和解及び損害賠償の額の決定については、経済教育常任委員会に付託します。休憩します。

休憩 (午後0時11分)

再開 (午後1時31分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第10. 議案第68号 平成28年度南風原町一般会計補正予算 (第5号)

○議長 宮城清政君 日程第10. 議案第68号 平成28年度南風原町一般会計補正予算 (第5号) についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第68号 平成28年度南風原町一般会計補正予算 (第5号) 平成28年度南風原町の一般会計補正予算 (第5号) は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,770万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億6,258万4,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正) 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第68号 平成28年度南風原町一般会計補正予算 (第5号) について補足説明いたします。まず2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、民生費、それから教育費において実績見込みによる増等、補正の必要が生じたので、歳入歳出をそれぞれ9,770万5,000円増額し、補正後の一般会計予算額は150億6,258万4,000円となります。補正増額9,770万5,000円の内容については、7ページ

以降の事項別明細で説明します。

続いて4ページ。第2表地方債補正について説明します。土木債の町道整備事業債は、限度額6,940万円から970万円を減額し、変更後の限度額は5,970万円になります。これは、町道113号線道路改良工事における用地交渉の難航による事業費減によるもので、補正後の地方債限度額は6億6,900万円となります。

続きまして、歳入について説明します。7ページ。1款1項1目。個人町民税5,901万7,000円の増は、10月末調定に基づくもので、徴収率は平成27年度実績の99.1パーセントで積算しております。

8ページ。11款1項1目。民生費負担金2,829万5,000円の減は、町立保育所及び法人保育園の保育料及び主食費の実績見込みによる減額計上です。

続きまして9ページ。13款1項1目。民生費国庫負担金3,866万8,000円の増は、公定価格の増等による保育所運営費国庫負担金1,915万6,000円、実績見込みによる介護・訓練等給付費負担金の障がい者分、障がい児分163万8,000円、1,384万8,000円、児童手当国庫負担金402万6,000円の計上です。

続きまして10ページ。13款2項1目。民生費国庫補助金696万9,000円の増は、学童クラブの増及び平成27年度以降開所学童クラブに対する家賃補助が新たに補助対象となったことによる子ども・子育て支援交付金332万3,000円、法人保育園において保育業務支援システムや事故防止のためのビデオカメラ設置の導入経費に対する業務効率化推進事業補助金及び保育補助者雇上強化事業補助金の申請があったことによる保育対策総合支援事業補助金364万6,000円の計上です。4目。教育費国庫補助金13万円の増は、実績見込みによる幼稚園就園奨励費補助金13万円の計上です。

11ページ。14款1項1目。民生費県負担金1,818万8,000円の増は、歳入9ページで説明した内容の県負担分で、保育所運営費負担金957万8,000円、介護・訓練等給付費県負担金774万3,000円、児童手当県負担金86万7,000円の計上です。

12ページ。14款2項1目。総務費県補助金767万6,000円の増は、沖縄振興特別推進交付金事業の10月交付決定事業及び12月交付申請事業に係る計上です。2目。民生費県補助金353万円の増は、10ページで説明した県補助分の計上です。3目。衛生費県補助金2,053万2,000円の増は、実績見込みによる子ども医療費助成事業費補助金の計上です。4目。農林水産業費県補助金242万9,000円の増は、農業生産経営対策事業としてストレリチアの立ち枯れ対策をJAと農家とで実施する強い農業づくり等推進事業補助金167万9,000円と対象者1名増による青年就農給付金事業補助金75万円の計上です。5目。土木費県補助金4,280万円の減は、4ページの地方債補正で説明したとおりです。

13ページ。16款1項12目。ふるさと寄付金25万円の計上は、1名の方から寄付があったことによるもので、同額を歳出の17ページふるさと応援基金積立金で計上しております。

続きまして14ページ。17款1項1目。財政調整基金繰入金664万8,000円の増は、5号補正歳入歳出の調整により、基金からの取崩しを行うことによる計上です。なお、補正後の

同基金残高は、15億4,523万4,000円となります。3目.ふるさとづくり基金繰入金49万3,000円の増は、歳出17ページの地域づくり推進事業を同基金を取り崩して行うことによる計上です。

15ページ。19款5項7目.雑入1,397万円の増は、平成27年度の沖縄県介護保険広域連合負担金清算による還付金1,225万2,000円及び後期高齢者医療広域連合負担金清算による還付金171万8,000円の計上です。

16ページ。20款1項5目.土木債970万円の減は、4ページで説明したとおりです。

続きまして歳出について説明します。17ページ。2款1項1目.一般管理費4万8,000円の増は、議案第66号の条例改正に伴ういじめ問題調査委員会委員に係る報酬4万3,000円及び費用弁償5,000円の計上です。6目.目的基金費25万円の増は、歳入14ページで説明したとおりです。12目.地域づくり推進事業費49万3,000円の増は、毎年4月1日の町制施行の日で開催している町善行などの表彰式を今年度より3月末に開催するための町善行・功労賞表彰報償費27万2,000円、盛花等消耗品費2万4,000円、式典食糧費11万9,000円、記念写真代等印刷製本費5万円及びかすりの女王着付け代等手数料2万8,000円の計上です。

18ページ。2款2項1目.税務総務費145万4,000円の減は、町のオリジナルナンバープレート制作委託料85万9,000円の増はありますが、事業完了した固定資産税地目・地積現況データ修正委託料19万4,000円及び庁用備品購入費211万9,000円の減額計上によるものです。

19ページ。3款1項1目.社会福祉総務費438万6,000円の増は、町社会福祉協議会職員人件費で、給料表改定や新採用職員職歴加算分による増があり不足が見込まれるための計上です。2目.老人福祉費153万7,000円の増は、実績見込みによる総合事業プラン作成委託料147万5,000円及びはり、きゅう、あん摩、マッサージ補助金6万2,000円の計上です。3目.心身障害者福祉費3,097万5,000円の増は、補装具給付費327万8,000円、障害児通所給付費2,769万7,000円で実績見込みによる計上です。

20ページ。3款2項1目.児童福祉総務費576万1,000円の増は、歳入9ページで説明したとおりです。2目.保育所運営費2,030万7,000円の増は、宮平保育所での事務補助臨時職員賃金161万1,000円、歳入9ページ、10ページで説明した運営費及び3歳以上児主食費1,383万4,000円、保育所等における業務効率化推進事業補助金320万円及び保育補助者雇上強化事業補助金166万2,000円の計上です。3目.児童厚生施設費976万3,000円の増は、4児童館に設置しているAEDが故障し買い替えるための管理備品購入費75万6,000円、平成27年度以降開所学童クラブに対する家賃補助が子ども・子育て支援交付金事業対象となることから、一括交付金事業として実施している学童クラブ家賃補助金210万円の減はありますが、実績見込みによる学童クラブ補助金45万9,000円、ひとり親世帯への学童クラブ保育料減免補助金113万6,000円、学童クラブ運営支援事業補助金951万2,000円の計上です。

21ページ。4款1項1目.保健衛生総務費2,916万6,000円の増は実績見込みによることも医療費助成金2,855万9,000円とそれに伴う国保連合会等への事務手数料60万7,000円の

計上です。

22ページ。4款2項1目。塵芥、し尿処理費798万7,000円の増は、前年度の自己搬入等ごみ処理手数料決算に伴う清算及び最終処分場建設負担金の再算定に伴う那覇市・南風原町環境施設組合負担金額の変更による計上です。

続きまして23ページ。5款1項1目。失業対策費94万6,000円の減は、台風襲来が少なかったこと等による緊急雇用作業臨時職員賃金の実績見込みによる計上です。

24ページ。6款1項3目。農業振興費252万9,000円の増は、青年就農給付金75万円、農業生産経営対策事業補助金177万9,000円、それぞれ歳入の12ページで説明したとおりです。

25ページ。8款1項1目。土木総務費49万6,000円の増は、2年ごとに実施している入札参加資格審査受付及びデータ入力事務を2月から3月に実施するための臨時職員賃金2名分の計上です。

26ページ。8款2項2目。道路新設改良費5,352万円の減は、町道113号線道路改良事業に係る工事請負費4,350万円、用地購入費851万円、物件補償費151万円の減で、4ページで説明したとおりです。

続きまして27ページ。8款4項1目。都市計画費446万2,000円の増は、職員の病休代替臨時職員賃金1名分58万7,000円の計上、操出金387万5,000円は下水道事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計への操出金で、それぞれの特別会計補正で説明いたします。

続きまして28ページ。10款1項2目。事務局費763万2,000円の増は、これも議案第66号の条例改正に関連する、いじめ問題対策連絡協議会委員、いじめ防止等専門委員会委員に係る報酬5万8,000円及び費用弁償8,000円、新小学一年生入学式に配布する防犯ブザーを購入するための消耗品費58万8,000円、翔南幼稚園と南星中学校に設置しているAEDが耐用年数経過による故障で買い替えるための備品購入費37万8,000円、それから議案第67号で説明した南星中学校体育館屋根雨漏り補修工事に伴う補修工事請求調停事件に係る顧問弁護士への弁護士委託料60万円と同請求に対し和解を行うための和解金600万円の計上です。

29ページ。10款2項1目。学校管理費883万4,000円の増は、実績見込みにより小学校光熱水費107万円、通信運搬費13万円、新年度クラス増によるロッカー及び靴箱等製作設置委託料411万9,000円、小学校教室改修工事153万3,000円、児童生徒増による児童生徒用机・椅子セット、教師用机等の管理備品購入費198万2,000円の計上です。2目。教育振興費45万8,000円の増は、クラス増に伴う教師用指導書及び教室で使用する備品を整備するための教育振興備品購入費の計上です。

続きまして30ページ。10款4項1目。幼稚園費853万5,000円の増は、新年度4歳児増による幼稚園靴箱製作設置委託料、幼稚園ロッカー製作設置委託料の合計130万4,000円、翔南幼稚園保育室等の照度を高くするための照明器具設置工事117万6,000円、幼稚園クラス増により給食用のテーブル、配膳台等備品を整備するための管理備品購入費217万円、園児用椅子、画用紙棚、積み木、教師用ロッカー等の幼稚園備品購入費328万円及び実績見込みによる私立幼稚園就園奨励補助金60万5,000円の計上です。

続きまして31ページ。10款6項1目。保健体育総務費55万2,000円の増は、学校開放に伴う翔南小学校防球ネット等修繕料47万7,000円、黄金森公園陸上競技場の冷水機が老朽化による故障で買い替えるための備品購入費7万5,000円の計上です。2目。共同調理場運営費895万4,000円の増は、新年度小中学校合わせて約100名の児童生徒増を見込み、トレーや皿などを整備するための消耗品費244万円、給食費滞納者への督促状送付等郵送代不足が見込まれることによる通信運搬費26万5,000円、新年度幼稚園クラス増に伴うコンテナ等備品を整備するための備品購入費624万9,000円、野菜の価格高騰により材料費の不足が見込まれるための賄材料費50万円の計上です。

以上が、議案第68号 平成28年度南風原町一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 町道113号線についてですけれども、用地交渉難航による事業減とこのことです。この町道113号線は、この用地交渉難航でこれ以上の工事ができない、要するに道路は開かないということなのかな。少しは曲がってでも開くのか。将来的にどのようなのか教えてもらえませんか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 答えいたします。町道113号線につきましては、今年度が最終年度ということで、今年度完了に向け鋭意用地交渉を進めておりましたけれども、折り合いがつかない1筆があり執行できないような状況となっております。1筆だけなのでそばから通れるかという話なのですけれども、傾斜地になっておりまして通れない状況でございます。今回のこの1筆につきましては、上の県道近くで未買収となっておりますけれども、県道に接している部分については全部工事発注をしております。今後の進め方なのですけれども、事業は休止として、平成29年度は用地交渉を継続して進めていきますので、平成29年度にもし買えるようであれば、南風原町の土地開発公社を利用して用地賠償を行います。もし契約できるようであれば、平成30年度に新たに事業要望をしまして用地代と工事費を要求していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 要するに今のままだと通過できないのだけれども、両側から工事は進めているのでしょうか現場を見ていないのですが、用地交渉は進めていて、もし買収

平成28年第4回定例会 12月6日

できるようであれば補正を組んででも進めていくということなのか。

それから、17ページの4月1日に行っている町制施行記念日ですかそれを年度内の3月にやるということですが、これには何か理由があるのですか。その点をお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 2款の12目です。おっしゃるとおり、現在、南風原町の表彰及び顕彰に関する規則で、表彰の日を4月1日に行うとあります。ただ、実情としまして、小学生は中学生に、中学生は高校生にということで、実際には1年度前に表彰を受けた皆さんです。関係している先生方も新たな赴任先に行っている方もいる。そういった事情諸々ございまして、やはり3月末、28日ごろにめどをつけて、例を言えば南風原町民平和の日のようにこの日の前後に表彰しましょうというように改正して、年度内に行いたいということでございます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 工事の件ですけれども、今回未買収部分となっているのが、県道から2筆目の用地です。そういうことで、起点側から整備をしていって、今回の未買収部分を越えて逆に県道側から買収を終わっている部分について整備していっているということでございます。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後1時55分）

再開（午後1時55分）

○議長 宮城清政君 再開します。11番 宮城寛諄議員。休憩します。

休憩（午後1時56分）

再開（午後1時58分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第68号 平成28年度南風原町一般会計補正予算（第5号）は、総務民生常任委員会に付託します。

日程第11. 議案第69号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長 宮城清政君 日程第11. 議案第69号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補

平成28年第4回定例会 12月6日

正予算（第4号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第69号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第4号） 平成28年度南風原町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,019万2,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第69号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、補足して概要説明をいたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ111万9,000円を追加し、補正後の下水道事業特別会計予算額は7億8,019万2,000円となります。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。5款1項1目1節. 一般会計繰入金506万2,000円の増は、消費税還付金の実績による歳入減と職員手当等及び工事請負費の歳出増に伴う計上でございます。

7ページ。7款4項1目1節. 雑入394万3,000円の減は、平成27年度消費税の確定による還付金となっております。

引き続き、歳出についてご説明いたします。8ページ。1款1項1目3節. 職員手当等60万円の増は、時間外勤務手当の計上となっております。15節. 工事請負費51万9,000円の増は、国道329号安全施設設置工事の案内板設置に支障となる下水道管移設に要する工事費の計上でございます。

以上が、議案第69号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第69号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、経済教育常任委員会に付託します。

日程第12. 議案第70号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

○議長 宮城清政君 日程第12. 議案第70号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第70号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号) 平成28年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,490万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億321万9,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。(繰越明許費)第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。(地方債の補正)第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第70号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について、補足して概要説明をいたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,490万8,000円を追加し、補正後の土地区画整理事業特別会計予算額は16億321万9,000円となります。

4ページの第2表繰越明許費1億円については、津嘉山公園の残土処分に要する工事費として来年1月末に発注を予定しておりますが、年度内の工期がとれないことから翌年度に繰越すための計上でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお願いいたします。1款1項1目1節. 保留地処分金261万4,000円の減は、実績による計上であります。

9ページ。5款1項1目1節. 一般会計繰入金118万7,000円の減は、事業費の減額による計上です。また、2節. 土地区画整理事業基金繰入金1億円の増は、歳出で説明いたします。

10ページ。9款2項1目1節. 違約金9万9,000円の増は、保留地処分において落札後に資金計画が困難の理由で契約に至らなかったことによる計上であります。また、2目1節. 雑入61万円の増は、11月末現在の借地料実績による計上であります。

11ページ。10款1項1目1節. 津嘉山北土地区画整理事業債1,200万円の減は、補助事業の組み替えによる計上であります。

引き続き、歳出についてご説明いたします。12ページ。2款1項1目3節. 職員手当等

平成28年第4回定例会 12月6日

60万円の減は、時間外勤務手当の見込みによる計上となっております。7節. 賃金41万1,000円と14節. 使用料10万円及び16節. 原材料費9万9,000円の増は、土地区画整理区域内の維持管理に要する計上であります。15節. 工事請負費1,248万8,000円の減は、補助事業の組み替えによる計上であります。2款1項2目15節. 工事請負費1億円の増は、津嘉山公園の残土処理に要する工事費の計上であります。

13ページ。3款1項1目25節. 積立金261万4,000円の減は、保留地処分の実績に基づく計上であります。

以上が、議案第70号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第70号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、経済教育常任委員会に付託します。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。お疲れ様でした。

散会（午後2時07分）